

## 議案第14号

飯能市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができます。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「次章」の次に「（第32条第29号の規定を除く。）」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項

第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「しない月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

- (イ) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (ロ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医

師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
  - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
  - c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第35条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条第4項第2号及び第35条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （重要事項の掲示に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の飯能市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第23条第3項（新条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

令和6年2月22日提出

飯能市長 新井重治

飯能市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(従業者の員数)  第4条 <u>地域包括支援センターの設置者</u> である <u>指定介護予防支援事業者</u> は、当該 指定に係る事業所ごとに1以上の員数 の指定介護予防支援の提供に当たる必 要な数の保健師その他の指定介護予 防支援に関する知識を有する職員（以 下「担当職員」という。）を置かなければ ならない。  2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定 介護予防支援事業者は、当該指定に係る 事業所ごとに1以上の員数の指定介護 予防支援の提供に当たる必要な数の介 護支援専門員を置かなければならぬ。</u>  (管理者)	(従業者の員数)  第4条 <u>指定介護予防支援事業者</u> は、当該 指定に係る事業所（以下「 <u>指定介護予防 支援事業所</u> 」という。）ごとに1以上の 員数の指定介護予防支援の提供に当たる 必要な数の保健師その他の指定介護 予防支援に関する知識を有する職員（以 下「担当職員」という。）を置かなければ ならぬ。  2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定 介護予防支援事業者は、当該指定に係る 事業所ごとに1以上の員数の指定介護 予防支援の提供に当たる必要な数の介 護支援専門員を置かなければならぬ。</u>  (管理者)
第5条 指定介護予防支援事業者は、 <u>当該 指定に係る事業所</u> （以下「 <u>指定介護予防 支援事業所</u> 」という。）ごとに常勤の管 理者を置かなければならない。	第5条 指定介護予防支援事業者は、 <u>指定 介護予防支援事業所</u> ごとに常勤の管理 者を置かなければならぬ。
2 <u>地域包括支援センターの設置者であ る指定介護予防支援事業者が前項の規 定により置く管理者は、専らその職務に 従事する者でなければならない。ただし、指 定介護予防支援事業所の管理に支 障がない場合は、当該指定介護予防支援 事業所の他の職務に従事し、又は当該指 定介護予防支援事業者である地域包括 支援センターの職務に従事するこ ができるものとする。</u>	2 前項に規定する管理者は、専らその職 務に従事する者でなければならない。た だし、指定介護予防支援事業所の管理に 支障がない場合は、当該指定介護予防支 援事業所の他の職務に従事し、又は当該 指定介護予防支援事業者である地域包 括支援センターの職務に従事するこ ができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定  
介護予防支援事業者が第1項の規定に  
より置く管理者は、介護保険法施行規則  
(平成11年厚生省令第36号) 第140  
条の66第1号イ(3)に規定する主任介  
護支援専門員(以下この項において「主  
任介護支援専門員」という。)でなけれ  
ばならない。ただし、主任介護支援専門  
員の確保が著しく困難である等やむを  
得ない理由がある場合については、介護  
支援専門員(主任介護支援専門員を除  
く。)を第1項に規定する管理者とする  
ことができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事  
する者でなければならない。ただし、次  
に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予  
防支援事業所の介護支援専門員の職  
務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事  
する場合(その管理する指定介護予防  
支援事業所の管理に支障がない場合  
に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 省略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護  
予防支援の提供の開始に際し、あらかじ  
め、利用者又はその家族に対し、介護予  
防サービス計画(法第8条の2第16項  
に規定する介護予防サービス計画をい  
う。以下同じ。)が第3条に規定する基  
本方針及び利用者の希望に基づき作成  
されるものであり、利用者は複数の指定

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 省略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護  
予防支援の提供の開始に際し、あらかじ  
め、介護予防サービス計画(法第8条の  
2第16項に規定する介護予防サービ  
ス計画をいう。以下同じ。)が第3条に  
規定する基本方針及び利用者の希望に  
に基づき作成されるものであり、利用者は  
複数の指定介護予防サービス事業者(法

<p>介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めことができること等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。</p>	<p>第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>
<p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員（<u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員</u>。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p>	<p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p>
<p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>
<p>(1) 省略 (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に</u></p>	<p>(1) 省略 (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロム</u> <u>その他これらに準ずる方法により一</u></p>

<p><u>よっては認識することができない方 式で作られる記録であって、電子計算 機による情報処理の用に供されるも のをいう。第35条第1項において同 じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつ て調製するファイルに第1項に規定 する重要事項を記録したものと交付 する方法</u></p>	<p><u>定の事項を確実に記録しておくこと ができる物をもって調製するファイ ルに第1項に規定する重要事項を記 録したものを交付する方法</u></p>
<p>5～8 省略 (利用料等の受領)</p>	<p>5～8 省略 (利用料等の受領)</p>
<p>第12条 省略</p>	<p>第12条 省略</p>
<p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定 介護予防支援事業者は、前項の利用料の ほか、利用者の選定により通常の事業の 実施地域以外の地域の居宅を訪問して 指定介護予防支援を行う場合には、それ に要した交通費の支払を利用者から受 けることができる。</u></p>	
<p><u>3 指定居宅介護支援事業者である指定 介護予防支援事業者は、前項に規定する 費用の額に係るサービスの提供に当 たっては、あらかじめ、利用者又はその 家族に対し、当該サービスの内容及び費 用について説明を行い、利用者の同意を 得なければならない。</u></p>	<p><u>(保険給付の請求のための証明書の交 付)</u></p>
<p>第13条 指定介護予防支援事業者は、提 供した指定介護予防支援について<u>前条 第1項の利用料の支払を受けた場合に</u> は、当該利用料の額等を記載した指定介 護予防支援提供証明書を利用者に対し て交付しなければならない。</p>	<p>第13条 指定介護予防支援事業者は、提 供した指定介護予防支援について<u>前条 の利用料の支払を受けた場合には、当該 利用料の額等を記載した指定介護予防 支援提供証明書を利用者に対して交付 しなければならない。</u></p>

<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p><b>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</b></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章（第32条第29号の規定を除く。）の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(掲示)</p> <p>第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第30条 省略</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p><b>第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</b></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(掲示)</p> <p>第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第30条 省略</p>
--	---

<p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第1号及び第2号に掲げる記録については、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ 省略 エ 第32条第15号の規定による評価の結果の記録 オ 省略</p> <p>(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第17条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げることによるものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>	<p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第1号及び第2号に掲げる記録については、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ 省略 エ 第32条第15号に規定する評価の結果の記録 オ 省略</p> <p>(3) 第17条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げることによるものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>
--	---

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(5) 省略

(6) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならぬ。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、

(3)～(5) 省略

(6) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならぬ。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(1) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事

サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

才 省略

(17)～(28) 省略

④ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならぬ。

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（第34条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

立 省略

(17)～(28) 省略

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（第34条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他

人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 省略

2 省略



二

利用者の居宅を訪問しない月(口ただし番の規定によりテレビ電話装置等を活用して利  
用者に面接する月を除く)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテー  
ン事業所(指定介護予防サービス等基準第百七十七条第一項に規定する指定介護予防通所リ  
ハビリテーション事業所をいう)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努  
めとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施  
する」と。

ホ

(略)

十七・二十八 (略)

二十九 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第二百五十五条の三十の二

第一項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなけれ  
ばならない。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正  
第八条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十  
六号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

(趣旨)

第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百一十三号、  
以下「法」という。)第二百五十五条の十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げ  
る基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一・三 (略)

四 法第二百五十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村  
が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条第一項(第六十四条及び第八十五条において  
面接する場合を含む)、第十二条(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を  
含む)、第二十八条の二(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第三  
十一条第二項(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第二十三条(第  
六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第三十七条(第六十四条及び第八  
十五条において準用する場合を含む)、第三十七条の二(第六十四条及び第八十五条におい  
て準用する場合を含む)、第四十二条第十号及び第十一号、第五十三条、第六十七条规定  
第七十七条並びに第八十八条第二項の規定による基準

五・六 (略)

(管理者)

第六条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護  
予防認知症対応型通所介護事業者ことに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければ  
ならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理上支障が  
ない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事  
し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

四

利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテー  
ン事業所(指定介護予防サービス等基準第百七十七条第一項に規定する指定介護予防通所リ  
ハビリテーション事業所をいう)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努  
めとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施  
する」と。

ハ

(略)

十七・二十八 (略)

(新設)

第一項 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百一十三号。  
以下「法」という。)第二百五十五条の十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げ  
る基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一・三 (略)

四 法第二百五十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村  
が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条第一項(第六十四条及び第八十五条において  
面接する場合を含む)、第十二条(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を  
含む)、第二十八条の二(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第三  
十一条第二項(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第三十三条(第  
六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第三十七条(第六十四条及び第八  
十五条において準用する場合を含む)、第三十七条の二(第六十四条及び第八十五条におい  
て準用する場合を含む)、第五十三条、第六十七条规定  
第五・六 (略)

(管理者)

第六条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護  
予防認知症対応型通所介護事業者ことに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければ  
ならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理上支障が  
ない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事  
し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第三十条第一号の二の規定による身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（第二十一条第一項の二及び第一号の三において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（新設）

- 四 第二十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録  
五 第二十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第三十条 指定介護予防支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一・一 (略)

二の一 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

二の二 前項の身体的拘束等を行う場合には、その経緯及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

三・十五 (略)

十六 相当職員は、第十四号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。  
イ 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月に一回、利用者に面接する」と。

ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問する」とによって行う」と。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月」との期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する二期間に一回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(1) テレビ電話装置等を活用して面接を行なう」とについて、文書により利用者の同意を得てること。

(2) サービス担当者が会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

三・十五 (略)  
(新設)

三 第十五条に規定する市町村への通知に係る記録  
四 第二十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録  
(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第三十条 指定介護予防支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)  
(新設)

二の一 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

二の二 前項の身体的拘束等を行う場合には、その経緯及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

三・十五 (略)  
(新設)

十六 相当職員は、第十四号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。  
イ 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月に一回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する」と。

三・十五 (略)  
(新設)

八 (1) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができる」と。  
同 当相職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。  
サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

（新設）

## (利用料等の受領)

## 第十条 (路)

**2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。**

**3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。**

(保険給付の請求のための証明書の交付)

**第十一条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第一項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。**

(指定介護予防支援の業務の委託)

**第十二条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。**

**一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るために地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則百四十条の六十六第一号ロ②）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。の譲りを経なければならぬ」と。**

## 二・三 (路)

**四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第一条の二、この章及び第四章の規定（第三十条第二十九号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならない」と。**

## (掲示)

**第二十一条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重**

**要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。**

**2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる」とにより、前項の規定による掲示に代えることができる。**

**3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない**

(記録の整備)

## 第二十八条 (路)

**2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。**

**一 (路)**

**二 各々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳**

(保険給付の請求のための証明書の交付)

**第十二条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。**

(指定介護予防支援の業務の委託)

**第十二条 指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。**

**一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るために地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十六第一号ロ②に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。の譲りを経なければならぬ」と。**

## 二・三 (路)

**四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第一条の二、この章及び第四章の規定を遵守するよう措置させなければならない」と。**

## (掲示)

**第二十一条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重**

**要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。**

**2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる」とにより、同項の規定による掲示に代えることができる。**

(記録の整備)

## 第二十八条 (路)

**2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。**

**一 (路)**

**二 各々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳**

(新設)

## (利用料等の受領)

## 第十条 (路)

(新設)

**2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。**

**一 (路)**

**二 各々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳**

(新設)

## (利用料等の受領)

## 第十条 (路)

(新設)

**2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。**

**一 (路)**

**二 各々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳**

四 法第百十五条の二十四第一項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条第一項及び第二項、第五条、第十八条の二、第二十条の二、第二十二条、第二十六条、第二十六条の二並びに第三十条第二号の二及び第二号の三の規定による基準

## 五 (略)

(従業者の員数)

第三条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所」とに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という)を置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

(管理者)

第三条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という)に常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第一項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四十条の六十六第一号イ③に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という)でなければならぬ。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、主任介護支援専門員の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、次に掲げる場合とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 1 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- 2 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支離がない場合に限る)

(内容及び手続の説明及び同意)

## 第四条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることが可能のこと等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4-8 (略)

四 法第百十五条の二十四第一項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条第一項及び第二項、第五条、第十八条の二、第二十条の二、第二十二条、第二十六条、第二十六条の二並びに第三十条第二号の二及び第二号の三の規定による基準

## 五 (略)

(従業者の員数)

第三条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という)に常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

## 第四条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることが可能のこと等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4-8 (略)

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十二、十五 (略)  
十六 第一号から第十四号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

第一百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。  
一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ）に関するものを除く）を有することとする。

二・三 (略)

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)  
第七条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成二年厚生労働省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

改	正	後
---	---	---

(趣旨)

第一条 基準該当介護予防支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第五十九条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第五十五条の二十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 (略)

二 法第五十九条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条第一項及び第二項（第三十二条において準用する場合に限る。）、第五条（第三十二条において準用する場合に限る。）、第十八条の二（第三十二条において準用する場合に限る。）、第二十条の二（第三十二条において準用する場合に限る。）、第二十二条（第三十二条において準用する場合に限る。）、第二十六条（第三十二条において準用する場合に限る。）、第二十六条の二（第三十二条において準用する場合に限る。）並びに第三十条第一号の二及び第二号の三（第三十二条において準用する場合に限る。）の規定による基準

三 (略)

(新設)

九、十一 (略)  
十三 第一号から第十一号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

第一百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。  
一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く）を有することとする。

二・三 (略)

(指定介護予防短期入所療養介護事業所の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正)  
第四条 指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百五条及び第二百九条において同じ。）に関するものを除く）を有することとする。

二・三 (略)

(後継部分は改正部分)

(趣旨)

第一条 基準該当介護予防支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第五十九条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第五十五条の二十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 (略)

二 法第五十九条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条第一項及び第二項（第三十二条において準用する場合に限る。）、第五条（第三十二条において準用する場合に限る。）、第十八条の二（第三十二条において準用する場合に限る。）、第二十条の二（第三十二条において準用する場合に限る。）、第二十二条（第三十二条において準用する場合に限る。）、第二十六条（第三十二条において準用する場合に限る。）並びに第二十六条の二（第三十二条において準用する場合に限る。）の規定による基準

三 (略)

○厚生労働省令第十六号  
　介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、老人福祉法（昭和二  
　び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める

**第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令**  
**(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正)**

厚生労働大臣 武見 敬三

## (電磁的記録等)

第五十五条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書類、文書、原本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

## 2 (路)

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第四十一条 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第三十四号）の一部を次の表のよつて改正する。

(傍線部分は改正部分)

## (電磁的記録等)

第五十五条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書類、文書、原本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをなべ。）により行うことができる。

## 2 (路)

(入居申込者に対する説明、契約等)

改 正 後

## 第十四条 (路)

2-6

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第十項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第二項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

## 一 (路)

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをなべ。）に係る記録媒体をいふ。）をもつて開製するファイルに第一項の重要な事項及び第二項の事項の事項を記録したものとみなし。

## 8-11 (路)

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則

ことが規定されている又は想定されるもの（第十四条第一項（第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む）及び第七十五条第一項並びに次項に規定するものを除く。）について適用する場合を含む）及び第七十五条第一項並びに次項に規定するものを除く。」については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。  
第三十五条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次の表のよう  
て改正する。

## 2 (略)

これが規定されている又は想定されるもの（第十四条第一項（第六十四条及び第八十五条において適用する場合を含む）及び第七十五条第一項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

## 2 (略)

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次の表のよう  
て改正する。

## 2 (略)

改 正 後

## (内容及び手続の説明及び同意)

## 第四条 (略)

## 2・3 (略)

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」といふ。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

## 一 (略)

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十三条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて譲り受けたもの（以下この条において「電磁的方法」といふ。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

## 5・8 (略)

## (内容及び手続の説明及び同意)

## 第四条 (略)

## 2・3 (略)

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」といふ。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

## 一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくることができる物をもつて譲り受けたもの（以下この条において「電磁的方法」といふ。）により提供する方法

## 5・8 (略)

## (電磁的記録等)

第三十三条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他のこれらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、證本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことと規定されている又は想定されるもの（第七条（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第三十条第二十六条（第三十二条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

## 2 (略)

(傍線部分は改正部分)



## (抜 粋)

○厚生労働省令第六十一号  
栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号)及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

(栄養士法施行規則の一部改正)

第一条 栄養士法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二号)の一部を次の表のよう改正する。

厚生労働大臣 武見 敬三